

令和 7 年度 生徒指導規程

三原市立第一中学校
令和 7 年 4 月改訂

＜目的＞この規程は、本校の教育目標を達成するためのものです。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものです。
また、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送り、集団の一員として必要な力を身につけるために、この規程を定めています。

1. 登下校について

- (1) 登校時間に遅刻した場合は、その場で指導します。週に 3 回、合計 5 回した場合は特別な指導（生徒指導主事及び担任を中心に複数の教員が、昼休憩又は放課後に自分の行動について振り返らせる別室指導）を行います。また、家庭に連絡し、遅刻をしないように指導します。

	月・火・木・金曜日	水曜日
登 校 時 間	8 : 0 5	8 : 0 5
部 活 動 終 了	1 6 : 3 5	※原則、部活動休養日
完 全 下 校	1 6 : 5 0	1 5 : 5 0

- (2) 自転車で通学した場合は、学校で一旦預かり指導します。繰り返す場合は、特別な指導を行います。（すべて保護者に連絡します。）
(3) 登下校中に飲食店やスーパー、コンビニなどに立ち寄った場合は指導します。繰り返す場合は、特別な指導を行います。

2. 校外への外出について

- (1) 無断で校外に出ることがあった場合は、保護者に連絡し特別な指導を行います。
(2) 無断で校外に出ることが続く場合は、保護者に来校していただき指導します。

3. 授業の受け方について

- (1) 授業の進行を妨げる言動があった場合は、その場で指導します。指導後も、同様の言動が続く場合は、保護者に連絡し、特別な指導を行います。
(2) 他の生徒に危険が生じる行為があった場合は、保護者に連絡し、特別な指導を行います。
(3) 授業中に勝手に教室から出る、正当な理由なく授業開始に遅れるなどの行為があった場合は指導します。指導後も同様の言動が続く場合は、保護者に連絡し、特別な指導を行います。

4. 試験の受け方について

- (1) 不正行為が発覚した場合は 0 点になり、特別な指導、保護者への連絡を行います。
(2) 疑わしい行動が改善されない場合は 0 点になることがあります。

5. 部活動について

- (1) 部室の鍵、窓の閉め忘れや不要物の持込があった場合は、指導します。
(2) 部活動中に問題行動を起こした場合は、部活顧問を中心に特別な指導をします。

6. 服装・身だしなみについて

- (1) 違反がある場合は、その場で直させます。その場で直せない違反は家庭連絡し、期日を定めて直させます。期日までに直さなかった場合は直すまで別室で特別な指導を行います。
(2) 過度の違反があった場合は、直すまで別室で特別な指導を行います。

7. 学校内での生活について

- (1) 教師や生徒への暴力があった場合は、特別な指導を行います。また、保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。場合によっては関係機関（警察等）と連携します。
- (2) いじめ行為があった場合は、『いじめ防止基本方針』に則り対応します。
- (2) 器物破損があった場合は、指導を行い、修復にかかる費用を実費負担してもらいます。複数の生徒が関わっている場合は、複数で払ってもらいます。悪質な場合には、特別な指導を行い、場合によっては関係機関（警察等）と連携します。
- (4) 窃盗があった場合、また生徒間の金銭の貸し借りがあった場合は特別な指導を行います。保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。場合によっては関係機関（警察等）と連携します。
- (5) 学校に不要物を持ってきた場合は、指導または特別な指導をします。指導が続く場合は、保護者とともに学校に来ていただき指導します。
また、数名の生徒が不要物を持ち込んだ場合、又は危険物を持ち込んだ場合は持ち物検査を行います。

8. 学校外での生活について

- (1) 万引き（窃盗）や器物破損、暴力行為を行った場合は特別な指導を行います。また、保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。関係機関（警察等）と連携します。
- (2) 商業・娯楽施設の利用に際してのトラブルや被害については、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求めます。
- (3) 夜間・日没後は保護者の許可なしの外出、また友人どうしの外泊があった場合は特別な指導を行い、保護者に学校に来ていただき再発のないように指導します。
- (4) 深夜徘徊、家出をした場合は、警察に連絡します。その後、学校にて特別な指導を行い、保護者に学校に来ていただき再発のないように指導します。
- (5) インターネットや SNS に関わるトラブルや被害については、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求めます。

9. その他

- (1) 教職員への暴力行為、威圧行為については関係機関と連携します。